

市町村合併に対する住民の不安

市町村合併には、前途のように大きな効果がある一方で、「地域の伝統や文化が失われるのではないか」あるいは「周辺部は取り残されてしまうのではないか」などといった住民の不安もあることとおもいます。

実際にはいろいろな不安があるとおもいますが、その不安に対する対応策もあります。

(1) 合併すると地域の伝統や文化が失われてしまうのでは？

- 対応策
- ・ 伝統文化や歴史に配慮し、旧地名等は残していく等の工夫をする。
 - ・ 各地域の歴史や文化を尊重し、それを活かした地域づくりを行う。
 - ・ 合併特例債(※)を活用した基金の運用益で、伝統文化の伝承等に関する事業を実施するなど、旧市町村単位の地域振興を図る。

※合併特例債：合併市町村が、市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費や、旧市町村単位の地域振興などを図るための基金の積立てに要する経費に対して、充てることが可能な地方債

(2) 合併後は中心部だけが良くなり、周辺部は取り残されてしまうのでは？

- 対応策
- ・ 合併協議会で、地域のバランスや各地域毎の機能分担に配慮した、新たな市町村の一体的整備を十分に検討するとともに、「市町村建設計画」でその方針を明記する。
 - ・ 合併特例債や県市町村合併特別交付金などを活用し、合併後の市町村の均衡ある発展に役立つ公共的施設の整備を行う。
 - ・ 合併特例債を活用した基金の運用益で、商店街活性化対策を実施するなど旧市町村単位の地域振興を図る。
 - ・ 旧市町村の区域ごとに、合併後の市町村長の諮問に応じて、または必要に応じて、意見を延べることができる「地域審議会」を設置する。

(3) 合併すると市役所や町村役場が遠くなって不便になるのでは？

- 対応策
- ・ 合併後の市役所や町村役場を支所等として存続したり、本庁と支所をオンラインで結ぶなど情報ネットワークの活用により、効率的で地域格差のないサービスを確保する。

(4) 住民の声が行政に届きにくくなり、きめ細やかな行政ができなくなるのでは？

- 対応策
- ・ 合併特例法による議会議員の定数・在任に関する特例を適用し、旧市町村の意見が合併後の議会審議にも反映されるよう措置する。
 - ・ 各地域ごとに市町村長や議員と住民の対話の機会を設ける。
 - ・ インターネットなど情報通信やモニター制度、パブリック・コメント（意見提出手続）などを利用して住民と行政が情報を共有し、意見交換を行う。
 - ・ 合併によって余裕ができた人員と経費で、きめ細やかな行政サービスが必要な分野のサービス向上を図る。

シリーズ「市町村合併」最終回

市町村合併についての県の基本的な考え方

市町村合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすことから、関係市町村や地域住民の主体的な取組みで進められるべきものです。

県としては各種支援策を定めた「市町村の合併の特例に関する法律」の期限が平成17年3月末までであることを踏まえ、それまでに県内すべての地域で、より具体的な合併議論を経て自主的な合併が促進されるよう、地域の状況に応じた積極的な支援を行っていきたく考えています。

市町村合併の効果

市町村合併の効果は、その合併の形態や地域の状況などにより異なりますが、以下のようなものがあります。

(1) 広域的な観点からの地域づくり・まちづくり

市町村合併の効果は、まず複数の市町村を同一行政エリアとする広域的な観点からのまちづくりの展開を可能にします。

また、重点的な投資による基盤整備の推進や、総合的な活力の強化、地域イメージアップなどが図られると同時に、環境施設や観光振興など、広域的調整が必要な施策について迅速な対応が可能となります。

例えば… 環境問題、水資源問題や観光振興など、広域的な調整や連携を必要とする課題に対し、総合的な施策が展開できます。

(2) 行政サービスの維持・向上

市町村合併による行財政能力の向上は、住民にとってサービスの選択の幅を広げ、現在のサービス水準を確保しながら、より高い水準のサービスを安定的に受けられることにつながります。

例えば… サービスの窓口を広範囲に設置することで、住民票の写しや各種証明の発行などが勤務地の近くなど多くの場所で利用でき、また勤務地に近い保育所に子供を預けることが可能となるなど、より住民の利便性が向上します。

(3) 行財政基盤の強化

行政経費の節約により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能となります。

また、社会基盤の整備や地域のイメージアップにより、企業の進出や観光などの地域産業の活性化、若者の定着などが図られ、将来的な地域の活力の維持・向上や税収の増加を見込むことができます。

例えば… 三役や議員・職員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、これに係る経費が節減されます。

(4) 市町村の事務権限の拡大

市町村の規模の拡大に応じて政令指定都市、中核市、特例市の指定を受けたり、市への移行が可能となり、自立性が高まるとともに、より総合的な行政を展開できるようになります。

例えば… 政令指定都市になることで、ほぼ県並みの行財政権限を持つとともに、行政手続き上、県を経由しないで国と直接、交渉できる地位が与えられます。